

令和7年4月1日

入院患者様・ご家族様 各位

入院時食事療養費の価格改定のお知らせ

厚生労働省より食事療養標準負担額の改定通知が令和7年3月24日付で発行されました。令和7年4月1日以降の入院時食事代については、食事1食につき最大20円引き上がります。改定後の料金は4月分の入院費から適用とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。ご不明な点等がございましたら入退院窓口までお問い合わせください。1食あたりの金額は以下の通りです。

区分		1食あたりの食事代	
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
市民税課税世帯		490円	510円
70歳未満で市民税非課税世帯	90日までの入院	230円	240円
70歳以上で市民税非課税世帯 (区分Ⅱ)	90日を超える入院 ※1	180円	190円
70歳以上の市民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない方 (区分Ⅰ)		110円	110円

※1 90日を超える入院となった場合は、保険証発行元へ申請が必要になります。

イムス三芳総合病院 医事課 入院係